

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

明石市長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
- 複合建築物の非住宅部分
- 複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

<p>【1. 建築主】</p> <p>【イ. 氏名のフリガナ】</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 郵便番号】</p> <p>【ニ. 住所】</p> <p>【ホ. 電話番号】</p>
<p>【2. 代理人】</p> <p>【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p>
<p>【3. 設計者】</p> <p>(代表となる設計者)</p> <p>【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p> <p>【ト. 作成した設計図書】</p> <p>(その他の設計者)</p> <p>【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p> <p>【ト. 作成した設計図書】</p> <p>【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p> <p>【ト. 作成した設計図書】</p> <p>【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【ロ. 氏名】</p>

<p>【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【ニ. 郵便番号】</p> <p>【ホ. 所在地】</p> <p>【ヘ. 電話番号】</p> <p>【ト. 作成した設計図書】</p>
<p>【4. 確認の申請】</p> <p><input type="checkbox"/>申請済 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>未申請 ( )</p>
<p>【5. 備考】</p>

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
増築部分	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
改築部分	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【14. 住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた (開放部分及び共用部分を部分の床面積) 除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )

増築部分 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	
【ハ. 改築】	全体 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
改築部分 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	

**【15. 建築物のエネルギー消費性能】**

**【イ. 非住宅建築物】**

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ( )  
(誘導 B E I の基準値 )

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ( )  
(誘導 B E I の基準値 )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ( )  
(誘導 B E I の基準値 )

**【ロ. 一戸建ての住宅】**

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ( )

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ( )

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ( )

(誘導 B E I の基準値 )

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ( )

(誘導 B E I の基準値 )

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
- 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
誘導BEI ( )  
(誘導BEIの基準値 )  
(住宅部分)  
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第10条第2号イ(1)の基準  
基準省令第10条第2号イ(2)の基準  
国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準  
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準  
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 ( 第1号 第2号 )
- 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
誘導BEI ( )  
基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
- 基準省令第10条第3号ロの基準  
(非住宅部分)  
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第10条第1号イ(1)の基準  
年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年))  
BPI ( )
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )  
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年  
BEI ( )
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )  
(住宅部分)  
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
- 基準省令第10条第2号イ(1)の基準  
基準省令第10条第2号イ(2)の基準

<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 ) 基準一次エネルギー消費量                    GJ/年 設計一次エネルギー消費量                    GJ/年 B E I (    ) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 (    ) (複合建築物) (一次エネルギー消費量に関する事項) 基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 ( <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 ) 誘導基準一次エネルギー消費量                    GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量                    GJ/年 誘導B E I (    ) (誘導B E I の基準値    )
<b>【16. 確認の特例】</b> 法第35条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<b>【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</b>
<b>【18. 備考】</b>



(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準	
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年
誘導BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	

(第六面)

2. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱  
充填断熱 外張断熱 内張断熱  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱  
充填断熱 外張断熱 内張断熱  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無  
【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱  
充填断熱 外張断熱 内張断熱  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無  
【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱  
充填断熱 外張断熱 内張断熱  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無  
【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  ) 熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 (  $W/(m^2 \cdot K)$  )

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率 )

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率 )

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 ( mm ) 断熱補強の熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K)/W$  )

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備 ( )

効率 ( )

【冷房】冷房設備 ( )

効率 ( )

【換気】換気設備 ( )

効率 ( )

【照明】照明設備 ( )

【給湯】給湯設備 ( )

効率 ( )

2. 備考